

職員の給与等に係る源泉所得税の納付遅延について

令和 6 年 6 月 10 日が納期限であった職員の給与等に係る源泉所得税について、事務処理誤りにより、堺税務署への納付が遅延し、これに伴う延滞税と不納付加算税が課されることとなりました。

このような事態を招いたことを市民の皆様へ深くお詫び申し上げます。今後、事務の見直しや体制強化などの再発防止策を徹底します。

1 概要

給与等から源泉徴収した所得税は、給与支給月の翌月 10 日（本件の場合、6 月 10 日）までに税務署に納付すべきところ、担当者が、総務サービス課で決裁を完了した支出伝票に関して支出の手続きを行う部署（会計室）に回送することなく誤ってファイリングしてしまったために支出手続きが滞り、納付遅延により延滞税^{※1} 及び不納付加算税^{※2} が課された。

※1 延滞税

法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて課されるもの。

納期限の翌日から 2 か月を経過するまでの期間は、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合 + 1%」のいずれか低い割合とされており、本件は「延滞税特例基準割合 + 1%」の適用により 2.4% で計算されるもの。

※2 不納付加算税

納付遅延があった場合に、税務署から調査による指摘がなく自主的に納付したとき、税額の 5% が課されるもの。

2 延滞税等の額

(1) 延滞税	49,200 円
(2) 不納付加算税	3,803,000 円
(3) 合計	3,852,200 円

（参考）令和 6 年 5 月 20 日支給の給与等から源泉徴収した所得税額 76,071,507 円（9,844 人分）

3 事案の経緯

令和 6 年 6 月 16 日、総務サービス課職員が資金計画の事務を行う中で、令和 6 年 5 月支給分の給与等に係る源泉所得税が堺税務署に納付されていないことに気付き、関係するファイルを確認した結果、会計室で保管しているはずの支出伝票の原本がファイリングされていることが判明した。

判明後、直ちに源泉所得税の支出の手続きを行い、最短の納付日となる令和 6 年 6 月 20 日に納付したが、令和 6 年 11 月 25 日付けで、堺税務署より別途延滞税と不納付加算税の納付の告知を受けた。

4 発生原因

源泉所得税に係る支出伝票の会計室への回送手続きと支出伝票のコピーのファイリングを担当していた人材派遣労働者に、総務サービス課の担当職員が毎月支出伝票の原本を複写してコピーをファイリングするよう指示をしていたが、令和6年6月10日支払い分について、支出伝票の原本そのものを当該人材派遣労働者が誤ってファイリングし、会計室に支出伝票の原本を回送できていなかったもの。

また、源泉所得税等の支払事務における支出伝票の決裁状況（事務の進捗状況）の確認作業を行うことについて、総務サービス課内で徹底できていなかった。

5 再発防止策

本事案の発生直後より、総務サービス課が取り扱う、給与や税のほか社会保険料等の支出伝票の決裁処理等の一連の処理状況を一覧表にして可視化し、職員によるチェック体制を強化することで再発防止に努めており、今後とも支出伝票の決裁等の処理状況等について、職員による確認を徹底します。

6 今後の対応

堺税務署の告知を受け、速やかに延滞税と不納付加算税を納付します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：総務局 行政部 総務サービス課 電 話：072-228-2770 ファックス：072-228-1358
----------------------------	---